（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

第四十四条の三　前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正）

第二条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（技術者試験の実施） **第八条**　技術者試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により年に一回技術者試験を行うことが困難であるときは、この限りでない。	（技術者試験の実施） **第八条**　技術者試験は、毎年少なくとも一回行うものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

第四十四条の三　前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第三項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第四項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2　［略］

（冷凍保安規則の一部改正）

第三条　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（完成検査に係る認定の基準等） **第四十七条**　［略］ 2　法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。 一・二　［略］ 3　［略］ **第四十八条**　［略］ （保安検査に係る認定の基準等） **第四十九条**　［略］ 2　法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。 一・二　［略］ 3　［略］ （協会等による調査の申請等） **第五十条**　［略］ 2　前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。 一・二　［略］ 3～5　［略］	（完成検査に係る認定の基準等） **第四十七条**　［略］ 2　法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。 一・二　［略］ 3　［略］ **第四十八条**　［略］ （保安検査に係る認定の基準等） **第四十九条**　［略］ 2　法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。 一・二　［略］ 3　［略］ （協会等による調査の申請等） **第五十条**　［略］ 2　前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。 一・二　［略］ 3～5　［略］